様式第12号（第５条関係）

　　　令和７年　　月　　日

令和７年10月５日執行

（　上市町長　・　上市町議会議員　）選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
| 作　　　成　　　枚　　　数 | 枚 |
| 作　　　成　　　金　　　額 | 円 |
| 当該選挙が行われる区域における  ポスター掲示場数 | 87　　　　　　箇所 |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（ポスター作成業者名、納品月日、納品枚数及び作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出すること。

　２　ポスター作成業者が上市町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付すること。

　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、ポスター作成業者は、上市町に支払を請求することができない。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。

　　(1) 枚数

　　　　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

　　(2) 限度額

　　　　316,250円＋586円88銭×ポスター掲示場数

（１円未満の端数は、切上げ）×確認された作成枚数

ポスター掲示場数

　　５　候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。